

【資料】

矢板無料バス事件について

白石 忠志

1 事例の概要

藤田合同タクシー有限会社（原告・被控訴人）と、しおや交通株式会社（被告・控訴人）は、いずれも、途中経路は異なるものの、矢板駅と矢板高校との間の区間において路線バスの運行をおこなっている。

しおや交通は、この区間において路線バスの無償運行をした。

そこで藤田合同タクシーが、独禁法 24 条を根拠に、しおや交通による無償運行は不当廉売であるとしてこれを禁止する差止命令を請求したのが本件訴訟である。

1 審判決は請求を認容したが(宇都宮地大田原支判平成 23 年 11 月 8 日(平成 23 年(ワ)第 88 号)〔矢板無料バス〕)、2 審判決は 1 審判決を取り消して請求棄却の自判をした(東京高判平成 24 年 4 月 17 日(平成 23 年(ネ)第 8418 号)〔矢板無料バス〕)。上告等がなされず確定している。

2 「初」の差止請求認容判決

本件 1 審判決は、平成 12 年改正(平成 12 年法律第 76 号)によって導入され平成 13 年 4 月 1 日から施行(平成 12 年政令第 512 号)された独禁法 24 条を明示的に掲げて本案において請求を認容した初めての判決である。

以上の記述については、いくつかの補足説明を要する。

まず、差止めを求める仮処分申立てが認容された事例を含めれば、初めてではない。少なくとも、1 件が知られている(東京地決平成 23 年 3 月 30 日(平成 22 年(ヨ)第 20125 号)ウエストロー・ジャパン 2011 WLJPCA 03306001〔ドライアイス仮処分申立て〕)。仮処分事件については利害関係者しか事件記録の閲覧等をする事ができず(民事保全法 5 条)、また、「訴えが提起」にあたらないので事件が公取委に通知されることが法定されているわけでもない(独禁

法83条の3第1項)。したがって、仮処分申立てが認容された事例は他にも存在するかもしれない、それはドライアイス仮処分命令よりも前であるかもしれない。

また、本案判決だけに絞っても、独禁法24条を明示せず、しかし被告の行為が独禁法違反であることを明確に述べて差止請求を認容したものが、少なくとも1件存在する(岡山地判平成16年4月13日(平成8年(ワ)第1089号)〔蒜山酪農農業協同組合〕(白石忠志『独禁法事例の勘所〔第2版〕』(平成22年,有斐閣)184~188頁))。同判決は独禁法24条の施行後の判決であるが、訴え提起が施行前であったこともあってか、独禁法24条への言及はない。

以上のような留保を付したうえでであれば、矢板無料バス1審判決は、「初」の差止請求認容判決である、ということになる。

3 不当廉売に対する差止判決の主文

不当廉売に対する差止請求を認容する場合、どのような主文とすべきかについては、議論があり得る。すなわち、何らかの基準を抽象的に示してそれよりも高い価格とするよう命令するか、それとも、一定の具体的な価格水準を明示してそれよりも高い価格とするよう命令するか、である。命令後の状況変化に柔軟に対応できるよう抽象的基準とすべきであるという考え方と、執行段階での難しい判断を不要とするため具体的な価格水準を明示すべきだという考え方との対立であるとも言える(白石忠志『独占禁止法〔第2版〕』(有斐閣,平成21年)662頁)。

矢板無料バス1審判決の主文は、被告は、別紙記載の区間(矢板駅と矢板高校とを結ぶ区間)において、バスを無償で運行してはならない、というものであった。無料を禁止したのみの、その意味では狭い命令であって、執行の際の費用の算定も必要なく、上記のような論点とは無縁のものであった。

4 違反要件の成否

矢板無料バス1審判決は、違反要件論については、価格水準に簡単に触れたのみである。競合するバスの営業区間で、一方のバスの運賃が無償であることが、不当に低い対価であることは間違いない、とした。バスの運行において、廉売対象商品を供給しなければ発生しない費用がゼロであるとは考えにくいから、無償であれば、廉売対象商品を供給しなければ発生しない費用を下回るこ

とは確実である。したがって、間違いない、という判断は、間違っていないであろう。なお、廉売対象商品を供給しなければ発生しない費用を下回っているのであれば、「不当に……低い対価」を基準とする一般指定6項でなく、「商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給する」を基準とする2条9項3号を用いるべきかとも考えられるが、「継続して」いなかったのかもしれない、また、2条9項3号であるか一般指定6項であるかによって24条訴訟の成否に影響があるとも考えられないので、いずれであるかというのは些末な問題であろう。両者を区別する実益は、公取委が立件する事件における累積違反課徴金の有無のみにある。なお、無償なら「対価」にあたらない、「事業」にあたらない、という議論もあり得るが、1円なら問題となり0円ならおよそ問題とならない、というのも、おかしな話であるように思われる。いずれにしても、1審判決は、その問題には触れていない。

問題は、そのような無償運行によって「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある」と言えるか否か、であるが、1審判決は、この点にまったく触れていない。この事件では、原告の藤田合同タクシーも対抗的に廉売をしていた模様であるが、そのことをどう評価するか。藤田合同タクシーの業績が落ちていたとして、そのことには他の原因はなかったのか。このように、検討すべき点は多数あるものと思われる。2審判決は、後記5のように、違反要件とは異なる理由によって請求を棄却しており、違反要件の成否には触れていない。

並行的廉売といえば、近隣の中小事業者の事業活動が困難になるという問題が登場するのが通常であるが、本件では、矢板駅と矢板高校の間を運行しているのは原告と被告のみである模様である。なお、この地域では、少なくとも、矢板市営バスが事業をおこなっている。

無料バスといえば、独禁法の分野では豊北町福祉バス事件が知られている(山口地下関支判平成18年1月16日(平成16年(ワ)第112号)審決集52巻918頁〔豊北町福祉バス〕)。しかし、そこでは過疎地域の老人等のための福祉目的による無償運行が問題となり、判決も、公共性を根拠として無償等の廉価運行を正当化した。それに対し、矢板無料バス事件で問題となった路線は、主に高校生の通学路線であると考えられ、福祉目的を掲げた正当化理由の議論は登場していない。

5 差止命令の必要性

2審判決が1審判決を取り消して差止請求を棄却したのは、差止請求の必要性を否定したためであった。

1審段階の口頭弁論で、しおや交通の代表者は、現段階では無料運行の再開は考えていないが、将来的に無料運行を再開し、お客が増加したら有料にするということを考えている、と発言したようであり、1審判決と2審判決のいずれにおいてもそのことが言及されている。

1審判決は、少なくとも被告に独占禁止法で規制されている事項を遵守する意思が欠落していることは明らかであるといえる、として、無償運行を差止めする必要が認められる、とした。

それに対して2審判決は、差止めの必要性を否定した。その論理は、次のようなものである。

まず、一般論として、24条に基づき不公正な取引方法に該当する行為による侵害の停止又は予防が判決で命じられる場合には、原則として、事実審の口頭弁論終結時後の実現を予定することになるので、主観訴訟である差止請求を基礎付ける利益侵害及び著しい損害は、事実審の口頭弁論終結時に現存し、又は発生する蓋然性があることを要すると解すべきである、とした。これは、他の判決にも登場している一般論である(東京高判平成19年11月28日(平成18年(ネ)第1078号)審決集54巻699頁〔ヤマト運輸対郵政〕(審決集703頁)、新潟地判平成23年1月27日(平成20年(ワ)第701号)審決集57巻第2分冊361頁〔ハイン対日立ビルシステム〕(審決集374頁))。

この一般論は、明示的・自覚的に論ずるか否かは別として、1審判決にも共有されていたであろう。1審判決は、しおや交通の代表者の口頭弁論での発言を重く見て、将来において利益侵害・著しい損害が発生する蓋然性があると考えた、と分析できる。

それに対し、2審判決は、上記一般論を本件に当てはめて、しおや交通の代表者の考えが1審における陳述どおりであったとしても、しおや交通による路線バスの無償運行についてその具体的計画が存在していることは窺われないのであるから、この程度の陳述内容をもって、しおや交通による矢板駅と矢板高校の間の区間における路線バスの無償運行が差止めを必要とする程度に持続す

る状態で現存するということはできない、として、差止めの必要性を否定した。

公取委による排除措置命令に目を転じてみると、そこでは、既往の違反行為に対する排除措置命令の必要性について、「当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や、当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合など」には、必要性がある、とされている（たとえば、東京高判平成20年9月26日（平成18年（行ケ）第11号）審決集55巻910頁〔ストーカ炉談合排除措置〕（審決集957頁））。

このように、再発のおそれが必要性の根拠とされる点では、排除措置命令と24条の差止命令とは共通しているのであるが、公取委において必要性の有無を判断する際、矢板無料バス2審判決のように、「具体的計画が存在していること」まで求めるであろうかという点、疑わしく、具体的計画の存在が証明されていなくとも排除措置命令の必要性を認めるのが通常ではないかと考えられる。

しかも、受命者に対して込み入った対策を求めるわけでもなく、無料での運行を禁止するだけであるならば、受命者の負担は重いものではなからう。

以上のように、一般論はともかく、本件への当てはめにおいては、2審判決には一定の批判が可能であるように思われる。

尤も、2審判決が意図したか否かは別として、同判決は、差止命令の必要性を否定したために、前記4でみたような違反要件論（特に事業活動を困難にさせるおそれの有無）をおこなわずに済んだ、とも言える。差止めの必要性に関する当てはめが適切であったか否かと、2審判決が結論において適切であったか否かは、別の問題であるように思われる。

以上

ソフトロー研究 第21号

発行 2013年3月



編集・発行 東京大学大学院法学政治学研究科 グローバル COE プログラム
「国家と市場の相互関係におけるソフトロー
—— 私的秩序形成に関する教育研究拠点形成」事務局
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
E-mail: gcoe@j.u-tokyo.ac.jp URL: <http://www.gcoe.j.u-tokyo.ac.jp/>
印刷 よしみ工産株式会社